

MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2023 年 11 月号(第 213 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ 特集

◆ 米国、中国、台湾をめぐる地政学リスク

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部 主任研究員 細尾忠生 …………… 1

◆ 中国における再生可能エネルギーの調達方法

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
グローバルコンサルティング部 アソシエイト 周月 …………… 7

■ 経 済

◆ 人口減少がもたらす中国経済の「日本化」

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部 研究員 丸山健太 …………… 13

■ 人民元レポート

◆ 景気は回復も、下落圧力が続く

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ アナリスト 横尾明彦 …………… 16

■ スペシャリストの目

◆ 税務会計:個人所得税特恵政策に関する重要なアップデート

—3つの優遇政策の継続、3つの特別追加控除基準の引き上げ

KPMG 中国 華中地区日系企業サービス 税務パートナー 徐潔 …………… 21

◆ 法務:中国における商用暗号の輸出入実務に関する要点

—改正商用暗号管理条例の施行を受けて—

金杜法律事務所(King & Wood Mallesons) パートナー弁護士

中国政法大学大学院 特任教授 劉新宇 …………… 24

◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

国際アドバイザー事業部 シニアアドバイザー 池上隆介 …………… 29

■ 主要経済指標

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部 …………… 32

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

世界が進むチカラになる。

三菱UFJ銀行



特集

米国、中国、台湾をめぐる地政学リスク

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
調査部
主任研究員 細尾忠生

はじめに

グローバルな地政学リスクの緊張が続いている。本稿では、米国、中国、台湾を軸に地政学リスクの最近の動向を整理し、先行きの示唆を提示する。

米中対立の構図

米中関係は、対立の構図に大きな変化はない。すなわち、半導体などの先端技術分野と台湾をめぐる緊張が続いており、最近も米国は、先端半導体、人工知能(AI)、量子技術に関する分野で新規の対中投資を事実上禁止した。一方、中国は半導体原料のレアメタルの輸出を許可制にしたほか、米紙の報道によれば、これまで、国家安全に関連する部署の職員に限定してきた米アップルの 아이폰の使用禁止対象を、公務員、政府機関・国有企業職員にも拡大したとみられる(図表1)。

もっとも、こうした対立を抱えながらも、両国はハイレベルな対話を途切れることなく積み重ね、対立がエスカレートして思わぬ事態を招くリスクを回避することに努めている(図表2)。2023年11月に米サンフランシスコで開催されるアジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議における対面での米中首脳会談の実現が、米中関係の最大の焦点となっている。会談が実現すれば、台湾問題などで事態が急速に悪化するような状況は回避でき、首脳同士による直接対話の意義は大きいといえよう。

【図表1. 米中対立をめぐる最近の動向】

時期	主体	概要
2022/10	米国	先端半導体及びその製造装置の中国向け輸出管理を強化
23/8	中国	半導体材料のガリウム、ゲルマニウムの輸出を許可制に
23/8	中国	ファーウェイ、5G向けの高性能半導体を搭載した新型スマホ発売(米規制を克服?)
23/8	米国	先端半導体、AI、量子技術について、M&AやPEによる新規の対中投資を規制
23/8	中国	アイフォーンの使用禁止対象を公務員、政府系機関・国有企業職員などに拡大

(出所) 各種報道より三菱UFJリサーチ&コンサルティング(MURC)調査部作成

【図表 2. 米中首脳会談（バイデン政権）】

時期	形式	概要
2021/2	電話	バイデン政権発足直後の電話会談
21/9	電話	緊張緩和、衝突回避へ対話継続で一致
21/11	オンライン	台湾・人権で応酬も対話継続で一致
22/3	オンライン	ロシアのウクライナ侵攻めぐり議論
22/7	電話	ペロシ訪台めぐり台湾問題で激しい応酬
22/11	対面	台湾問題で応酬も対話継続で一致
23/11?	対面?	「アジア太平洋経済協力会議(APEC)首脳会議」に合わせて会談を模索中

(出所) 各種報道より MURC 調査部作成 (2023年10月10日現在)

米国、中国の国内動向

次に、米中対立と密接に関連する米中それぞれの国内動向を整理する。米国では2024年、大統領選挙を控えるものの、バイデン大統領の支持率は低迷しており、現職有利とされる大統領選挙での再選に黄信号が灯る(図表3)。共和党にとっては政権奪還に向け千載一遇の機会となるが、幸か不幸かトランプ前大統領が世論調査では党内で圧倒的に優位に立つ。バイデン、トランプ現前大統領の一騎打ちとなれば、現時点ではほぼ互角の争いになるとみられる。

このため、党派を超えて中国への警戒感が強まる中、大統領選挙やそこに至る共和党の指名候補争いでは、各候補者がより強硬な対中政策を競い合う可能性が懸念される。すでに、一部候補者は対中貿易の禁止や中国製自動車の輸入に対する制裁関税など極端な主張を展開し始めている。特に、中国が核心的利益と規定する台湾問題について、有力な候補者が、米中の合意・了解事項である「三つの共同コミュニケ」、「台湾関係法」、「六つの保証」など従来の方針を逸脱するような、米台の国交回復、安全保障協定の締結などを主張するといった展開になれば、中国の軍事的な威嚇を招く可能性が高く、首脳同士の直接対話を通じて構築してきた最低限の信頼関係が崩壊するリスクがある。

一方、中国は、国内では習近平体制が一段と強化され、対外的にはロシアだけでなく、BRICS(ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ共和国)、中東と連携を深めているものの、米国への対抗軸の構築には相当な時間がかかるとみられる。国内の経済情勢が思わしくないこともあり、米中対話路線については、消極的ながらも継続する以外に選択肢はない状況にあるといえよう。

【図表 3. バイデン大統領の支持率】

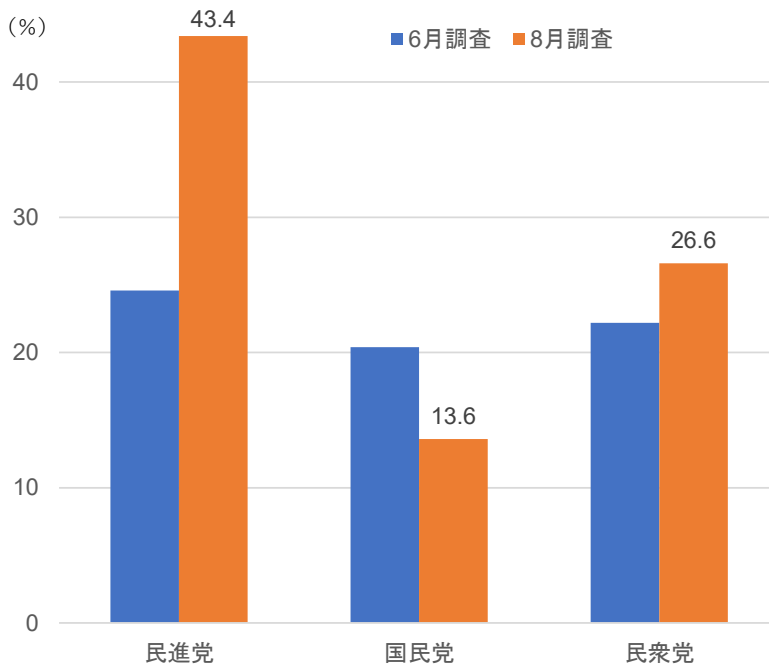


台湾総統選挙

台湾をめぐる緊張の高まりについて、米国の軍人など安全保障関係者を中心に、数年以内の有事を想定した発言がしばしば聞かれる。もっとも、米国、中国、台湾が直面するのは台湾海峡をめぐる抑止力の強化であり、それにより有事の可能性を抑え込もうとしている。もとより、中国が実際に台湾に侵攻し、制圧に成功する可能性は必ずしも高いわけではなく、軍事的、経済的に膨大な損失は避けられない。まして、台湾を武力に基づき長期にわたり安定統治できる可能性はほぼゼロであろう。実際、中国も、台湾が独立に向けた動きを強めないかぎり、平和的統一を基本路線とする政策に変更の兆しはない。現状維持が米中台のいずれにとってももっとも利益にかなうシナリオである。

こうした基本シナリオを実現していくうえで、台湾が、今後も対米関係を重視し、独立問題について冷静な対応をしていくことが求められる。そうした中、2024年1月に予定される台湾総統選挙では、無党派層の拡大などにより、与党民進党、国民党、民衆党の三つ巴の接戦が続いてきたが、ここに来て、鴻海精密工業の創業者である郭台銘氏の立候補を契機に、頼清徳副総統を総統候補とする民進党への支持が頭ひとつ抜け出す展開となっている(図表4)。頼清徳氏は現実的なバランス感覚に優れているとされ、台湾を代表する独立派の政治家でありながら、自己抑制がはたらいた発言が目立っている。もっとも、中国は頼清徳氏を独立派の政治家として警戒しているとされ、今後の展開が注目されよう。

【図表 4. 台湾総統選挙をめぐる各党の支持率】



(出所) 台湾民意基金会

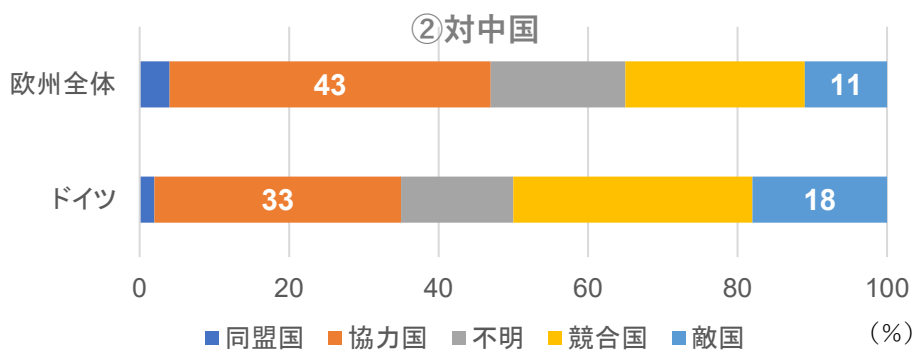
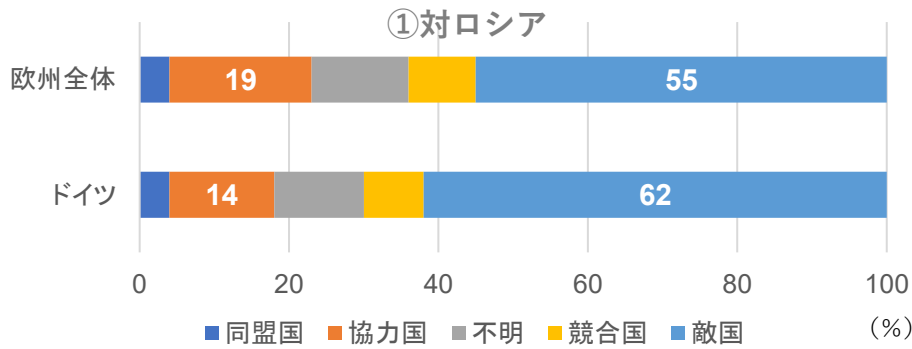
欧州の方針転換

米中対立が強まる中で、中国との経済関係を重視してきた欧州も、対中警戒感を強め始めている。2023年6月の欧州連合(EU)首脳会議は、中国との関係について、貿易・経済面での関係を維持しながら、依存リスクを減らす方針で一致した。すなわち、中国は貿易、経済面で「重要なパートナー」であるが、一方で「競争相手」であり、「体制上のライバル」とも位置づけ、サプライチェーンの依存リスクを減らすために、「デリスクング」によるリスク低減を進めるとした。EUは同時に「経済安全保障戦略」を公表し、調達先の多角化、投資規制・輸出規制の強化という方針を示した。

中国との関係については、ドイツも2023年6月「国家安全保障戦略」を初めて公表し、中国は重要なパートナーとしつつ、覇権主義的な行動や人権軽視を批判し、中国依存を減らす方針を示した。英国も中国とは良好な関係にあったが、スナク首相は2022年11月の外交演説で、「英中の黄金時代は終わった」と述べ、中国は英国の利益や価値観に挑戦していると非難。2023年3月、外交文書の「統合レビュー」で、中国が政治体制上の挑戦をしかけ、台湾への武力行使を否定していないと警戒感を強めた。

もっとも、欧州にとって中国は重要な貿易パートナーであり、対中関係の見直しは容易ではない。フランスのマクロン大統領は2023年4月の訪中の際、欧州は台湾問題について距離をとるべきと発言した。すなわち、欧州では対中政策に温度差がある。実際、欧州市民を対象とした世論調査によると、ロシアについて敵国とする回答の割合が高いのに対し、中国については協力国とする回答の割合が高い(図表5)。たしかに、以前の欧州と比べ、対中政策で一歩踏み込み始めたのは確かだが、経済関係を考慮すれば急には変わらない実情が読み取れる。

【図表 5. 欧州のロシア、中国に関する世論調査】



(出所) 欧州外交評議会

まとめ～ウクライナの戦況

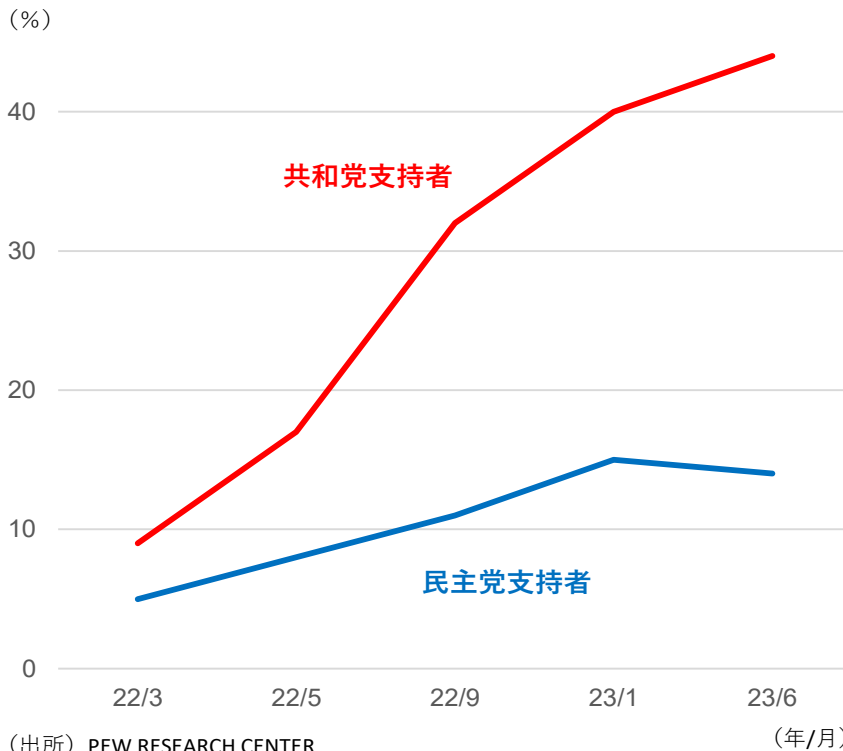
米中対立が強まる中でも、米中は首脳同士の対話を積み重ねて対立がエスカレートすることを回避しており、台湾を取り巻く情勢も、米中台の抑止力の強化にともない有事に向けた具体的な動きはみられない。そうした中、地政学リスクをめぐる要因として、ウクライナの戦況が一段と重要になっている。このところウクライナの東部や南部で同国の戦果が目覚ましいが、ロシアは2024年3月の大統領選挙を通過すれば、戒厳令や総動員令を実施するとみられ反攻の余地を残しており、戦況の長期化は必至である(図表6)。米国では共和党支持者の間で支援疲れの様相が強まっており、大統領選挙の行方がウクライナの戦況に影響を与えるだけでなく、ウクライナの戦況そのものが大統領選挙に強い影響を及ぼすとみられる(図表7)。米中の閣僚対話でも対ロ関係が米中関係の重要な争点と位置づけられており、ウクライナの戦況が米国、中国、台湾に及ぼす影響には注意が必要である。

【図表 6. ウクライナの戦況（論点整理）】

- 西側の軍事支援は続くが、さらなる支援拡大に米国や一部東欧諸国の世論が慎重
 - ・ 2024年米大統領選挙とウクライナの戦局が相互に影響を及ぼす可能性
- ロシアは戒厳令・総動員令を発動しておらず、戦力増強の余地あり
 - ・ 2024年3月のロシア大統領選挙後に動員拡大実施の公算
 - ・ プーチン大統領は持久戦の構え

(出所) 各種報道より MURC 調査部作成

【図表 7. 米国におけるウクライナ支援に反対という回答の割合】



(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 調査部 主任研究員 細尾忠生
 E-mail: hosoo@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>

特集

中国における再生可能エネルギーの調達方法

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
グローバルコンサルティング部
アソシエイト 周月

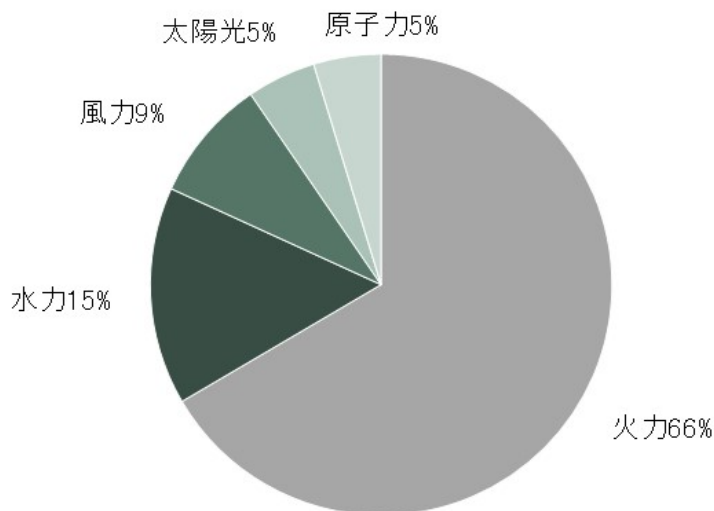
はじめに

各国がカーボンニュートラルの目標を掲げる中、中国政府は2020年9月に「2060年のカーボンニュートラルの実現」を宣言した。在中国企業も炭素削減のため、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」）の調達を加速化している。本稿では、中国における再エネの調達方法をまとめ、その調達難易度を考察し、中国に進出している日系企業に対して今後どのような調達方法が可能になるか等を示唆したい。

1. 中国における再生可能エネルギーの生産量

2023年2月に中国国家统计局が発表した「2022年国民経済・社会発展統計公報」によると、2022年における中国での総発電量は88,487.1億kWh、そのうち29%（25,421.4億kWh）が再エネであった。以下図1のとおり、エネルギーの種類別に分類した電源構成比の内訳は、水力が15%、風力が9%、太陽光が5%、原子力が5%を占める。

【図1 2022年の中国における発電量の電源構成比】



出所：「2022年国民経済・社会発展統計公報」を基に筆者作成

2. 中国における再エネを調達する企業のカテゴリ

中国で自発的に再エネを調達する企業は、以下の4つに分類される。

- ①中国から製品を国外に輸出する企業
- ②RE100¹ メンバー及びサプライヤー
- ③カーボンニュートラル (CN) の目標を有する企業
- ④エネルギー消費量が多い企業

目的により、各カテゴリの企業が再エネを調達するニーズの強さはそれぞれ異なる。

中国における RE100 メンバーの子会社・サプライヤーは、本社もしくはクライアントの要求に応じて再エネ利用が求められるため、強制ではないとはいえ再エネの利用ニーズは高いと予想される。また、エネルギー消費量が多い企業に対して、電力消費量に占めるグリーン電力の最低割合に関する厳格な規制²を定める地域(省)もある。そのような地域では、規制が満たされない場合、企業には相応の罰金が科せられるため、再エネの調達には必須である。最新の政策³によると、再エネの利用量はエネルギー消費総量にカウントされないため、エネルギー利用量が多くても再エネを調達することを通じて、電力の利用制限を回避することができる。

【図2 再エネを調達する企業のカテゴリ】

分類	再エネ利用の目的	再エネを利用するニーズの強さ
1 輸出企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主に高い炭素関税に対応するため 	<p>中</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ コスト削減方法の1つとして再エネを利用する
2 RE100メンバー及び サプライヤー	<ul style="list-style-type: none"> ■ RE100メンバーは2050年までに再エネ100%利用を達成し、エネルギー使用状況を毎年オープンかつ透明性のある方法でアライアンスに報告しなければならない 	<p>強</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 中国におけるRE100メンバーの子会社・サプライヤーは本社あるいはクライアントの要求に応じて100%の再エネを使用する
3 CN目標ある企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ カーボンニュートラル目標を掲げ、社会にポジティブな企業イメージを示すため 	<p>弱</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 資金等の余力がある企業が自発的に再エネを利用する
4 エネルギー消費量が多い企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電力消費量に占めるグリーン電力の最低割合に関する厳格な規制があり、規制要件が満たされない場合、企業には相応の罰金が科せられる ■ 最新政策³によると再エネの利用量はエネルギー消費総量にカウントされないため、企業は電力の利用制限を回避できる 	<p>強</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 再エネ電力を利用するのは必須

出所：公開資料を基に筆者作成

¹ RE100 とは、企業が自らの事業の使用電力を 100%再エネでカバーすることを目指す国際的なイニシアティブ。

² 2022年6月に江蘇省政府が発表した「江蘇省グリーン消費促進実施計画」によると、2025年までに、エネルギー多消費企業は消費電力の30%以上をグリーン電力とする必要がある。

³ 2021年9月11日公布、国家発展改革委員会「単位別エネルギー消費量と総エネルギー消費量の二重管理制度方案」

2022年1月18日公布、国家発展改革委員会「グリーン消費促進実施方案」

2022年11月16日公布、国家発展改革委員会「再生可能エネルギー消費量における総エネルギー消費量規制からの除外に係るお知らせ」

3. 中国における再エネの調達方法

中国における再エネを調達する方法としては、自社発電、グリーン電力取引への参加、グリーン電力証書の購入の3つがある。そのうち、自社発電とグリーン電力証書の購入は比較的利用しやすい。以下の図3にある、②オフサイトの自社発電設備、④発電事業者の発電設備からの直接送電は、独自の送配電網を建てる必要があり、投資費用が高額となるため現実的には難しい。利用可能な調達方法は、図3が示す①、③、⑤、⑥、⑦、⑧になる。

【図3 中国における再エネの調達方法】

調達方法	概要	利用可能性	難易度
自社発電 (発電設備の投資)	1 オンサイト発電	■ 自社工場の屋根など、自社の敷地内に太陽光発電パネルや風力発電機などを設置し、利用する手法	○ 低
	2 オフサイト発電	■ 自社施設外に再エネ発電所を設置し、そこから自社設備へ送電網を張り、電力を利用する。再エネ電力を中央グリッドに送電することなく、発電設備から送電用の独立したグリッドにより直接電力を調達することができる。※マイクログリッド事業者はいる	△ 高
グリーン電力取引に参加 (直接電力の購入・利用)	3 オンサイト	■ 発電設備のレンタルに近い形。消費者は、自社で発電施設を所有せず、発電設備の所有事業者に消費した電力の料金を払う	○ 低
	4 オフサイト直接送電	■ 発電事業者と再エネの利用者は直接契約。発電事業者は送電用の独立したグリッドにより直接再エネの利用者に送電する。※マイクログリッド事業者はいる	△ 高
	5 オフサイト 国家グリッド経由	■ 発電事業者と再エネの利用者が直接契約。発電事業者は電力を国家グリッドを介して特定のエンドユーザーに送電することができる	○ 中
グリーン電力証書の購入 (再エネ環境価値の購入)	6 GEC	■ Green Electricity Certificate、中国国家能源局により発行される再エネ証書 ● RE100に条件付き認可される	○ 低
	7 I-REC	■ International-Renewable Energy Certificate、オランダに本部を置くNGO組織I-REC Standardが発行する水力を含む再エネ証書 ● RE100認可	○ 低
	8 TIGR	■ Tradable Instrument for Global Renewables、米国に本部を置くAPXによって発行される再エネ証書 ● RE100認可	○ 低

出所：公開資料を基に筆者作成

4. 中国における再エネ調達に関する規制・政策

再エネの調達方法に関する規制・政策については、以下図4に記載したとおり、法規制が緩和されている。2013年から、自社の発電設備の余剰電力をグリッド（送電系統）に送電させる規制緩和が行われ、さらに2017年からは、分散型の中小型発電設備の余剰電力を国家グリッドに送電し、近接地で消費される余剰電力による再エネの電力取引が試行された。2019年に集中型発電設備により生産される再エネ電力の取引パイロットを実施した。2017年には、中国国家能源局発行の再エネ証書の取引を試行し、中国版再エネ証書の取引も開始している。

【図4 中国における再エネ調達に関する規制・政策】

調達方法		関連規制・政策	公表年
自社発電 (発電設備の投資)	1 オンサイト発電	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国家发展改革委員会、「分布式発電管理暫定方法」 <ul style="list-style-type: none"> ● 企業・個人は再エネを含む発電設備を投資するとき、行政側としての管理方法、余剰な電力をグリッドに送電させる 	2013
	3 オンサイト	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特になし 	—
グリーン電力取引に参加 (直接電力の購入・利用)	5 オフサイト 国家グリッド経由	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国家发展改革委員会・国家能源局、「関与分布発電市場化取引のパイロットの通知」 <ul style="list-style-type: none"> ● 分散型の中小型発電設備により発電された電力を国家グリッドに送電し、余剰電力が近接地で消費されることを奨励 ■ 国家发展改革委員会・国家能源局、「グリーン電力取引パイロットの方案」 <ul style="list-style-type: none"> ● グリーン電力取引パイロットプログラムが開始、企業が中国でグリーン電力を購入するための特定のルートを確立しつつある。風力・太陽光・水力の再エネの中長期的な取引を奨励 ● グリーン電力の購入する方法 <ul style="list-style-type: none"> - 省内では、電力消費者あるいは売電会社は直接省内の発電事業者から購入 - 省内では消費ニーズを満たせない場合、グリッド会社は外省から購入した再エネを購入する 	2017
	6 GEC	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国家发展改革委員会・財務部・国家能源局、「グリーン電力証書発行及び任意引取取引制度の試行実施の通知」 <ul style="list-style-type: none"> ● グリーン電力証書発行の試行 	2019
グリーン電力証書の購入 (再エネ環境価値の購入)	7 I-REC	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特になし 	—
	8 TIGR	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特になし 	—

出所：下記の資料を基に筆者作成

「関与分布発電市場化取引のパイロットの通知」

「グリーン電力取引パイロットの方案」

「グリーン電力証書発行及び任意引取取引制度の試行実施の通知」

5. 中国における企業の再エネ調達事例

上述の「3. 中国における再エネの調達方法」にて説明したように、企業における再エネ調達方法は3つに分類される。中国のローカル企業 Tencent (テンセント)、Alibaba (アリババ)、万国データ (万国数据: GDS) は「自社発電設備」に投資している。多国籍企業の BASF は「グリーン取引に参加」し、発電事業者と直接長期契約を締結することにより、再エネを調達している。万国データ、吉利汽車 (Geely)、Apple 社のサプライヤーは、「グリーン電力証書を購入」している。

グリーン電力取引に参加することと、グリーン電力証書の購入では環境価値の支払額はほぼ同額で、0.020~0.03 元/kWh の範囲に収めている。

【図5 中国における企業の再エネ調達事例】

調達方法	事例
自社発電 (発電設備の投資)	1 オンサイト発電 <ul style="list-style-type: none"> ■ Tencentはデータセンターに分散型太陽光発電設備を建てており、容量は80兆MW ■ Alibabaは2017年から物流園區の屋上に太陽光発電設備を建設開始。2020年の年間発電量は1,100万kWh以上 ■ 万国データは上海のデータセンターの壁に太陽光発電設備を設置。年間で発電された再エネの消費量は9万kWh
グリーン電力取引に参加 (直接電力の購入・利用)	3 オンサイト <ul style="list-style-type: none"> ■ 2021年、CITIC Financial Leasing はBOE Technology Groupの完全子会社3社と提携し、1.2億元を投資した分散型太陽光発電リース・プロジェクトを実施した。発電所の総設置容量は34MWで、主に工業団地内の企業にグリーン電力を供給する目的で、浙江省の工業団地内の工場の屋上に設置されている
	5 オフサイト 国家グリッド経由 <ul style="list-style-type: none"> ■ 2021年6月、ドイツの化学大手BASFと華潤電力(発電事業者)は広東電力取引センターで広東省初の再エネ取引を完了し、華潤電力はBASFの湛江プロジェクトの設備に再エネを提供する。この取引の再エネ単価は地域の基準電力価格よりも約0.02元/1kWh高くなる ■ 2022年3月、BASFは国家電投集団広東電力(発電事業者)と25年間の再エネの調達契約を締結しており、国家電投集団広東電力はBASFの湛江プロジェクトの設備に再エネを提供する ■ 2022年5月、BASFはBrookfield Asset Managementと25年間の再エネの調達契約を締結しており、Brookfield Asset ManagementはBASF専用の発電所と蓄電池設備を建て、固定価格でBASFに再エネを提供する
グリーン電力証書の購入 (再エネ環境価値の購入)	6 GEC <ul style="list-style-type: none"> ■ 2021年、万国データは中広核新電源と1年間のGEC購入契約を締結し、300億kWhのGECを購入
	7 I-REC <ul style="list-style-type: none"> ■ 吉利汽車は毎年、I-REC調達入札情報を公開しており、政府の吉利汽車の生産工場に対する二酸化炭素削減要求に対応している
	8 TIGR <ul style="list-style-type: none"> ■ 2021年、中国におけるAPPLE社のサプライヤーL社はAPXが承認したTIGR10万枚を購入し、L社の工場に再エネ環境価値を提供した。この取引での証書単価は25~30元/枚(0.025~0.03元/kWh相当)

出所：公開資料を基に筆者作成

6. 中国における再エネの調達方法の選定

以下の図6では利用可能な再エネの調達方法のメリットデメリットを分析した結果を示している。企業は再エネの需要量、資金の有無、切迫度合いに応じて調達方法を選択する。再エネの需要量が少なく、かつ資金力のある企業が自社の敷地に発電設備を設置する。再エネの需要量が多くかつ安定的な供給を求める企業はグリーン電力取引に参加し、オフサイトの発電設備事業者と中長期的な供給契約を締結すべきだと考えられる。

【図6 利用可能な再エネの調達方法のメリットとデメリットの分析】

調達方法		メリット	デメリット
自社発電 (発電設備の投資)	1 オンサイト発電 自社の敷地に発電設備を置く	■ 所要期間は短い	■ 投資金額が大きい ■ スケールは小さく、再エネの需要を満たせない場合はある
	3 オンサイト グリーン電力取引に参加し、オンサイトの発電事業者から直接購入	■ 発電設備投資は回避される	■ プロバイダーは限られているため、再エネの需要を満たせない場合がある
グリーン電力取引に参加 (直接電力の購入・利用)	5 オフサイト・国家グリッド経由 グリーン電力取引の参加し、オフサイトの発電事業者から直接購入	■ 中長期契約により、安定的な再エネの供給は保障される ■ 必要とされる再エネを利用できる	■ 国家グリッドに料金を支払う必要がある ■ 契約できるまで、国家グリッド当局との交渉等の所要期間は長い
	6 GEC	■ グリーン電力証書を購入するのは容易であるため、時間コストは少ない	■ 実際、再エネを使用していないため、炭素削減への貢献度は限定されている
7 I-REC			
8 TIGR			

出所：公開資料を基に筆者作成

(本稿は、三菱UFJ銀行会員制情報サイト「MUFG BizBuddy」の「MURC グローバルコンサルティングレポート (2023年10月10日付掲載)」を一部加筆・編集したものです)

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail: zhouyue@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>

経済

人口減少がもたらす中国経済の「日本化」

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
調査部
研究員 丸山健太

「日本化」への懸念が高まる中国経済

中国経済は、かつての日本のように経済の長期低迷に陥る「日本化」が懸念されている。「日本化」は、論者により定義が異なるが、日本が1990年代前半のバブル崩壊後に経験した、長期にわたる低成長・低インフレを指していることが多いようである。特に、中国経済は2022年末のゼロコロナ政策撤廃後、V字回復が期待されながらも春先には早くも回復が息切れしたが、その過程でみられた3つの要素が中国経済の「日本化」を連想させた。

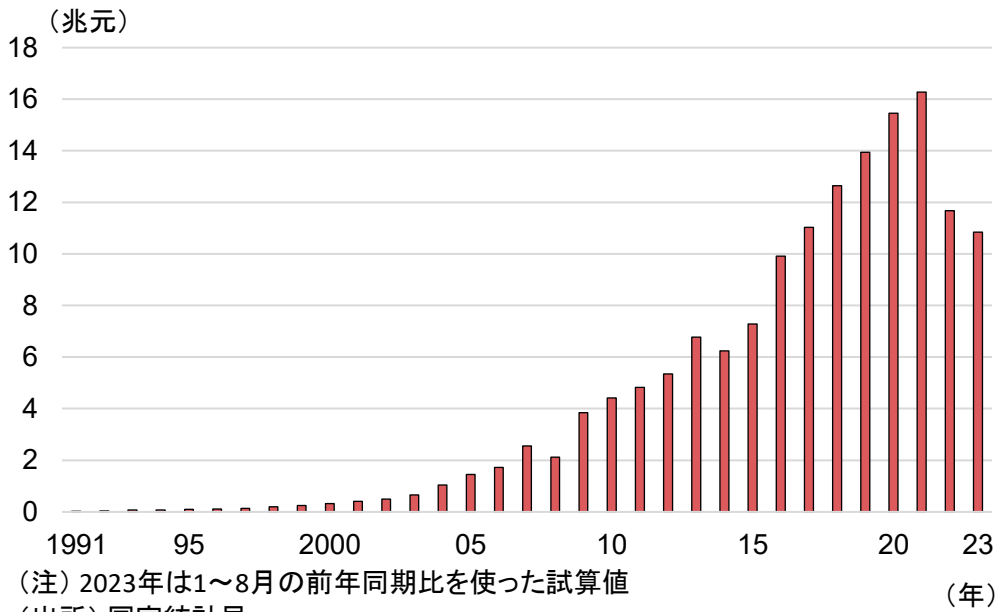
第一に、不動産不況がこの間の中国経済を大きく下押しした。不動産価格高騰に対する人々の不満の高まりを受け、2020年夏以降、政府は不動産関連規制を強化し、価格の是正を試みた。その結果、不動産価格自体は小幅な下落をしたものの、住宅販売は大幅に減少した。不動産不況が景気低迷の主因となっていることは、日本の1990年代のバブル崩壊を想起させやすい。第二に、最近の消費者・企業マインドの悪化である。マインドの悪化は、ゼロコロナ政策撤廃に伴う「リベンジ消費」の早い息切れを招き、企業の設備投資を抑制した点で足元の景気減速の一因である。そして、中国の消費者・企業マインドの悪化は、1990年代以降の日本でみられた社会の閉塞感と似ており、「日本化」の結果ではないかとの指摘もある。第三に、低インフレである。消費者物価は2023年1~8月累計値で前年同期比+0.5%と低水準の伸びが続いているうえ、7月単月では前年同月比-0.3%と前年割れし、中国経済がデフレに陥るとの懸念が高まった。

不動産不況がソフトランディングしても、「日本化」は必至

このうち、特に注目されるのが不動産不況の影響である。日本では、バブル崩壊を契機に不動産不況が深刻化、企業の連鎖倒産や金融システム不全にもつながり、経済が長期にわたって低迷した。一方、中国では、仮に中国政府の迅速な対応によって不動産不況が企業の連鎖倒産や金融システム不全を引き起こさず、ハードランディングを免れたとしても、経済が長期低迷し、その結果、低インフレが定着するという意味で「日本化」は避けられないだろう。

まず、これまで中国の高成長を支えてきた不動産業の低迷が続き、中国経済の成長を抑制する。分譲住宅販売額は2021年をピークに急減少し、2023年はピーク時の7割程度まで減少することが予想される(図表1)。今後も、住宅の投機的所有を認めない政府の政策方針に大きな変化はないとみられることや、主な住宅購入層である30代前半の人口が減少傾向にあり、住宅の実需は縮小が避けられないことなどから、住宅販売は減少傾向が続く見込みである。

【図表1 分譲住宅販売額の推移】



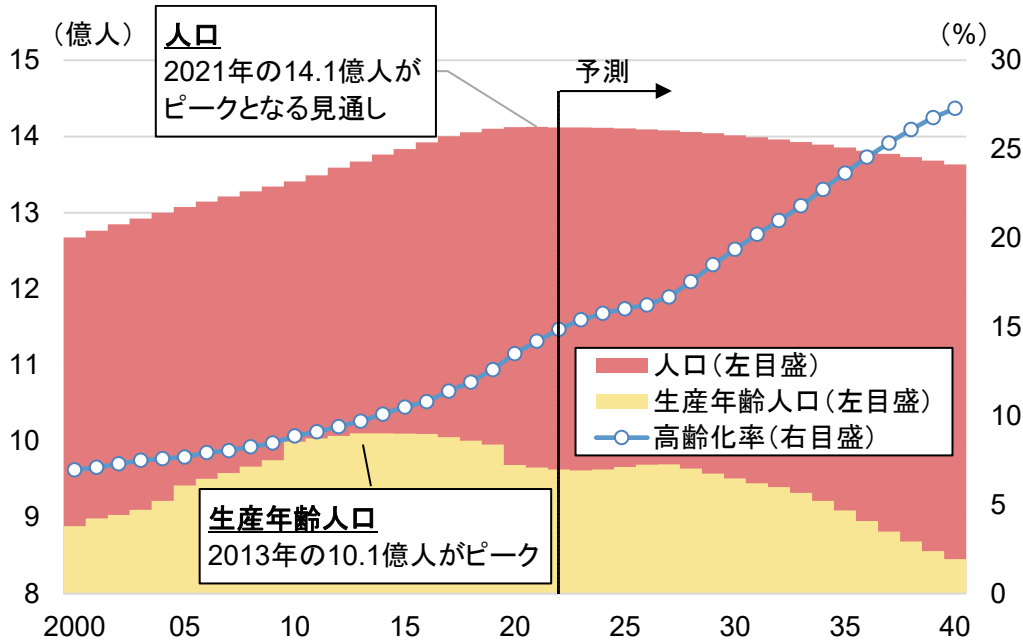
人口問題が「日本化」最大の要因

また、不動産業の低迷以上に中国経済を「日本化」させる要因になるとみられるのが、少子高齢化など中国が抱える人口問題である。人口問題は主に3つの面から中国の成長力を下押しする。まず、15~64歳の生産年齢人口の減少が、労働投入量の減少という形で潜在成長率を下押しする。生産年齢人口は、2013年の10.1億人をピークにすでに減少している(図表2の黄色の棒グラフ)。住居費などの生活費や子供の教育費の高騰などを背景に、出生数の減少に歯止めがかからず、今後も生産年齢人口は減少傾向が続くとみられる。1990年代から2000年代は「人口ボーナス期」と呼ばれ、生産年齢人口が年平均1,100万人以上増加し、実質GDP(国内総生産)成長率が年平均10%を上回る高成長の一因となったが、今後は人口動態の変化が経済成長の重しとなる「人口オーナス(重荷、負担)期」に入る。

次に、高齢化率の上昇が現役世代の負担を増加させるうえ、資本投入の減少を通じ、潜在成長率を押し下げる。全人口に占める65歳以上人口の比率である高齢化率は、1970年代から上昇傾向にあったが、2010年代に急上昇し、2022年には14.9%と「高齢社会」となった(図表2の折れ線グラフ)。高齢化の進展は、一般的に社会保障費などの現役世代への負担増につながる。中国では高齢化率の上昇ペースが日本や米国などよりも速いうえ、人口規模の大きさ、地方政府ごとの制度の違いなどもあり、全国で統一的な社会保障制度の整備が間に合わず、老親を養う現役世代への負担が他国・地域よりも大きいとみられる。現役世代への負担増は個人消費を抑制するうえ、さらなる負担増を避けるために子供を持たない世帯を増やし、少子化を加速させる懸念がある。また、高齢者は現役時に貯めた貯蓄を取り崩して生活するため、高齢化率の上昇は国全体の貯蓄率の低下要因となる。投資資金の大半が国内の貯蓄で賄われる中国では、貯蓄率の低下は資本投入の減少につながり、潜在成長率を押し下げる。

最後に、人口減少が総需要の増勢を鈍化させる。中国の1人当たり名目GDP(2022年)は1.3万ドルと、米国の17%、日本の38%にとどまる。今後、中国が先進国にキャッチアップする過程で、各産業の生産性の向上や生産性が高い産業のウエイトの上昇などにより1人当たりGDPは増加し、中国の総需要も増加傾向が続くだろう。もっとも、総需要は1人当たりGDPと人口の積で決まるため、人口減少が総需要の増勢鈍化につながる。総需要の弱さは低成長のみならず、低インフレやデフレの要因にもなる。

【図表2 中国の人口、生産年齢人口、高齢化率の推移】



(注1) 生産年齢人口は15~64歳人口、高齢化率は全人口に占める65歳以上人口の比率

(注2) 2022年までは実績、23年以降は国連推計に基づく試算

(出所) 国家統計局、United Nations Population Division “World Population Prospects 2022”

人口問題は、かつて実施された一人っ子政策や政治がもたらす先行き不透明感を反映し、過去数十年を通じて徐々に形成されたものであり、一朝一夕での解決は不可能である。このため、人口問題を契機とした中国経済の「日本化」は避けられないだろう。一方、中国は「日本化」して成長が鈍化するとはいえ、日本が「日本化」した時点と比べ、様々な面から発展の余地が残されており、経済成長率は今後も平均4%程度は維持されるだろう。そうした中、中国政府にとっては、低成長が本格化する前に年金制度や公的医療制度など社会保障を充実させ、人々の将来への不安を取り除くことが重要になる。その結果、社会の安定を実現し、出生数の減少に歯止めをかけることができれば、脱「日本化」を目指すことも可能だろう。

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail: k.maruyama@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>

人民元レポート

景気は回復も、下落圧力が続く

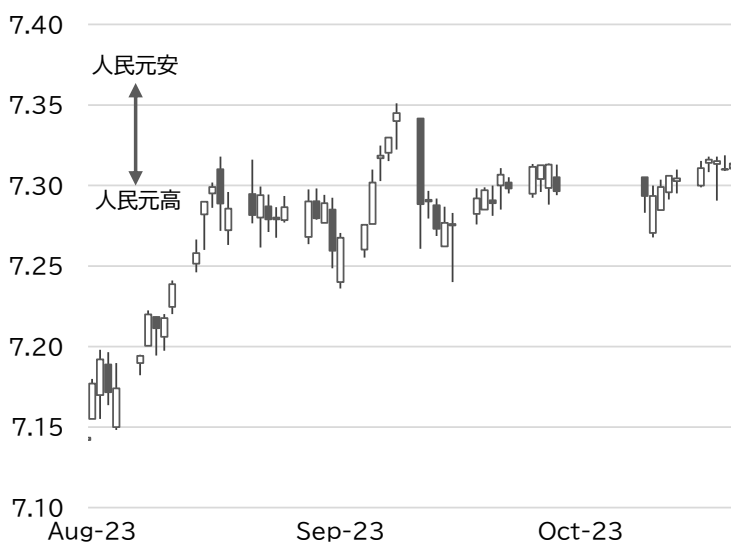
三菱UFJ銀行
グローバルマーケットリサーチ
アナリスト 横尾明彦

10月のレビュー

国慶節休暇明けの9日、中国人民幣元（以下、「人民幣元」）の対ドル相場は7.30台で寄り付いた。翌10日に中国人民銀行（以下、「人民銀」）が人民幣元高方向に基準値を設定したことで、月間高値となる7.26台まで急上昇する場面があったものの、人民幣元売り圧力がかかるなかで徐々に水準を切り下げ、16日には人民銀が2020年12月以来の規模で流動性を供給したこともあり、7.31台まで下落した。18日には、第3四半期の実質GDP成長率が市場予想を上回ったことが好感されて瞬間的に7.29台まで反発する場面もあったが、すぐさま7.31台まで押し戻されると、その後は同水準近辺での値動きが続いた。31日、国家統計局版PMIが景況感の境目である50を下回ったと伝えられたあと、本稿執筆時点では7.31台で推移する（第1図）。

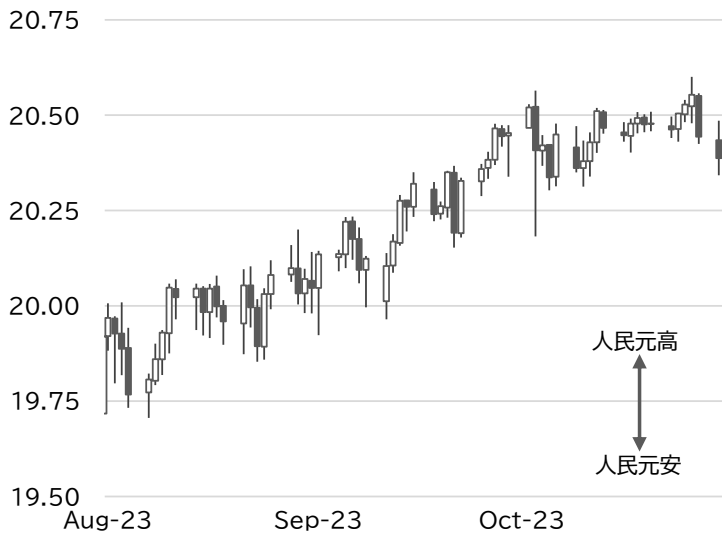
対円相場は20.4台で寄り付いたあとに20.3台まで下落したが、円安が進んだことから、13日には20.5台まで反発した。その後は同水準で上値が重く推移。月末の日銀金融政策決定会合での金融政策修正が取沙汰されると円高気味となったが、日銀会合直後には20.5台まで急上昇した。本稿執筆時点では、同水準で推移する（第2図）。

【第1図：人民幣元対ドル相場（10月31日12時30分時点）】



（資料）Refinitiv より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第2図：人民元対円相場（10月31日12時30分時点）】



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

依然として、不動産市況は低迷が続く

第3四半期の実質 GDP 成長率は前年比+4.9%と、第2四半期から減速した。他方、前期比では+1.3%と伸びが加速。月次統計でも、PMI や工業企業利益には改善がみられる。これまで政府が実施してきた、減税や中小企業向け融資の促進など、景気刺激策の効果が出始めていると言えそうだ。だが、不動産投資の伸びは前年比▲9.1%と下落幅が拡大している。実際、不動産開発大手の資金繰り難が悪化していることが報じられるなか、マンションの販売面積の減少が続くなど、不動産市況の苦境はむしろ深刻化している（第3図）。

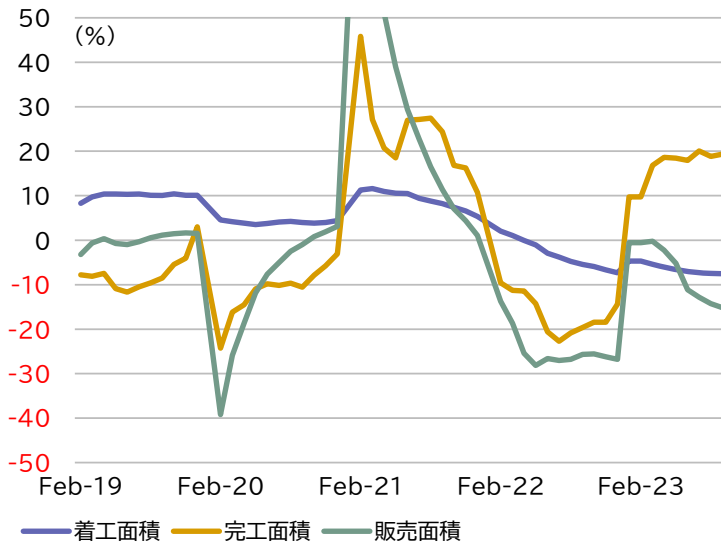
「1兆元の国債」追加発行、景気回復の促進効果は限定的とみられる

かかる状況下、中央政府は24日、年内に1兆元の特別国債を追加発行することを決定した。主な用途は自然災害を受けた地域の復興支援とされているが、一部は不動産ローンの利子補給などに充てられる可能性が報じられている。財政難にあえぐ地方政府に代わって、中央政府が不動産市況をはじめとした景気の下支えに動いたと言える。もっとも、今回の国債増発によって財政赤字の対 GDP 比は当初予算の3.0%から3.8%に拡大することになる。さらなる財政出動の拡充は難しいと言えよう。また、追加発行される1兆元のうち、年内に活用されるのは5,000億元であり、残りは2024年に使用される予定だ。よって、目先の景気回復を促進する効果は限定的であり、市場の中国経済の見通しを好転させるには力不足だと言えるだろう。

年末の資金需要を受け、さらなる金融緩和もあり得る

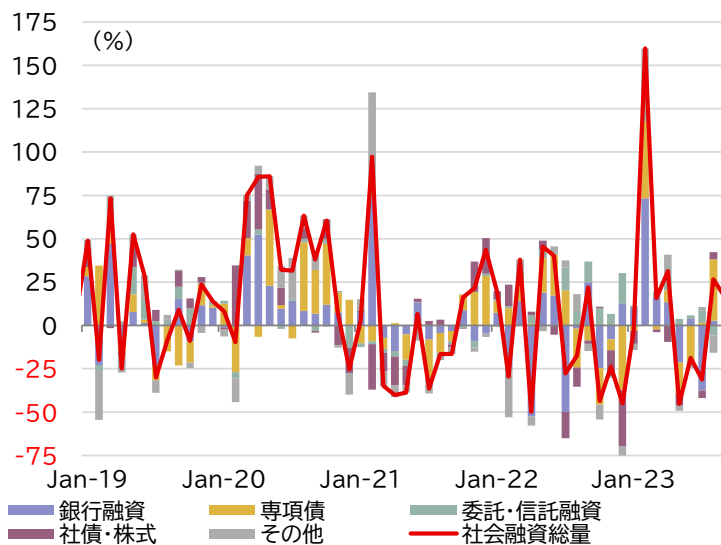
一方、人民銀は今年、中期貸出ファシリティ（MLF）金利に加え、最優遇貸出金利（LPR）の据え置きを決めた。中米金利差の拡大による人民元安加速を警戒し、諸政策金利の引き下げには慎重な姿勢を続けているようだ。この先、年末にかけては、納税など資金需要が高まる傾向にあるほか、8月以降、インフラ投資向けの特別国債発行が急増しており、今後は中央政府による1兆元の追加起債も予定されていることから、銀行間市場では資金需給が逼迫することが予想される（第4図）。その場合、市中金利の上昇が見込まれるため、年末にかけて、人民銀は預金準備率の追加引き下げなどの金融緩和措置を講じる可能性がある。

【第3図：マンション開発の状況（前年比、9月まで）】



(資料) 中国国家统计局より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第4図：社会融資総量前年比上昇率（9月まで）】

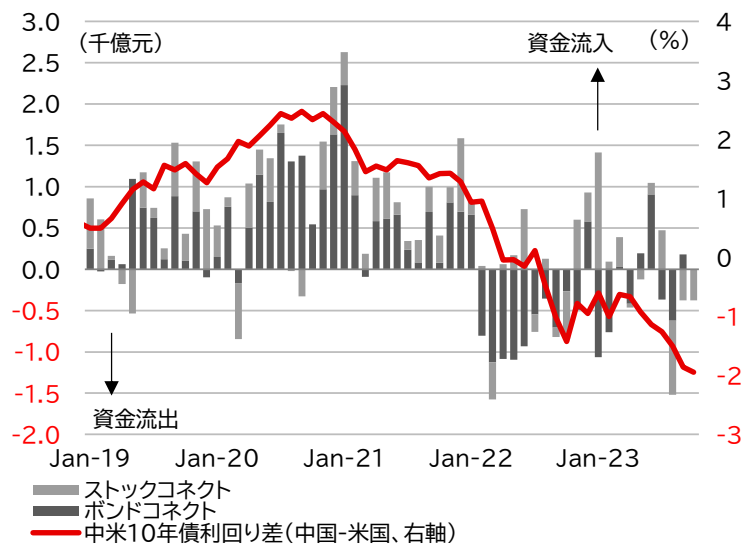


(注) 社会融資総量は銀行融資だけでなく、国債や社債の発行金額を含む
 (資料) 中国人民銀行より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

資金流出に伴う人民元安地合いは当面続く

中米金利差の拡大や不動産市況への警戒感の高まりを背景に、中国からの資金流出が続いている(第5図)。足もとでは、中米金利差が一段と拡大していることから、対外債券投資も流出超になっているようだ。また、実需面でも、中国人の海外渡航が増加していることから、旅行収支主導でサービス収支の悪化が加速していると考えられる(第6図)。総じて、人民元には下落圧力がかかりやすい環境が続いていると言えそうだ。これに対し、人民銀の潘功勝総裁は21日の会議において金融緩和を継続する方針を示す一方、「カウンターシクリカル調整によって」人民元相場を安定させると発言。人民銀は各種規制強化によって、人民元安を抑制する構えだ。毎営業日の対ドル基準値を人民元高方向に設定するほか、これまで報じられてきたように国有銀行による人民元購入なども継続、強化されるとみられる。

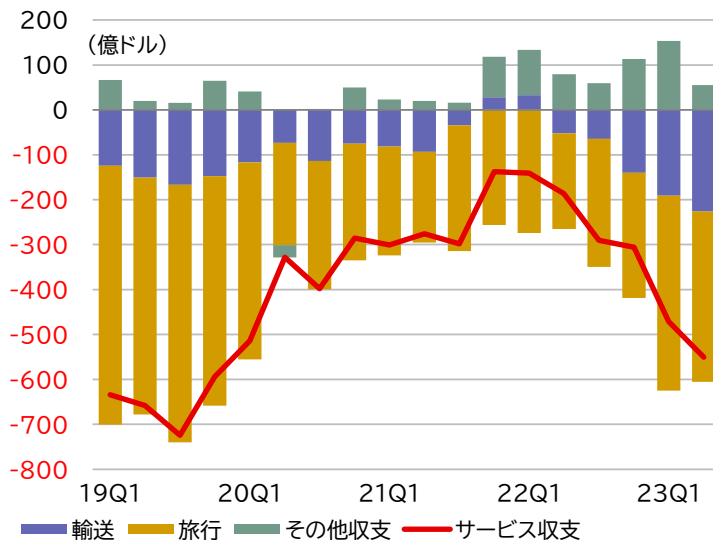
【第5図：ボンド/ストックコネクト経由の資金流入】



(注) ボンドコネクトは9月まで、ストックコネクトは10月までデータを取得

(資料) 債券通、滬港通、深港通、Refinitiv より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第6図：サービス収支（第2四半期まで）】



(資料) 中国国家外貨管理局より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

来月の見通し：米金融政策次第の状況が続く

来月1日にはFOMCの結果が判明する。人民銀は、米国の利上げ局面は年内に終了すると予想しているようだが、FRBがタカ派姿勢を強めた場合、人民元安が一段と進む可能性がある。また、本稿執筆時点では明らかになっていないが、10月30日から31日にかけて、人民銀が5年に一度の「全国金融工作会議」を開催していると報じられている。目先の金融通貨政策の方向性は、21日の会議で示された通りながら、本会議ではより中長期的な政策の方向性が決定されるとみられるため、会議後の報道には要注目だ。

予想レンジ

	23年11月～12月	24年1月～3月	4月～6月	7月～9月
USD/CNY	7.000～7.350	6.900～7.250	6.800～7.150	6.700～7.050
CNY/JPY	19.6～20.9	19.1～20.4	19.0～20.3	18.9～20.2

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2023年10月31日脱稿)

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 グローバルマーケットリサーチ

アナリスト 横尾明彦

Tel: 050-3842-8809 E-mail: akihiko_yokoo@mufg.jp

スペシャリストの目

**税務会計:個人所得税特恵政策に関する重要なアップデート
—3つの優遇政策の継続、3つの特別追加控除基準の引き上げ**

KPMG 中国
華中地区日系企業サービス
税務パートナー 徐潔 (Xu Jie)

中国財政部、国家税務総局は2023年8月、「外国籍個人の手当に関する個人所得税政策の継続実施に関する公告」(2023年第29号公告)、「年次賞与の個人所得税政策の継続に関する公告」(2023年第30号公告)、及び「上場企業の株式インセンティブに関する個人所得税政策の継続に関する公告」(2023年第25号公告)を共同で公布し、3つの個人所得税優遇政策の適用期限を2027年12月31日まで延長すると規定した。その他、国務院は「個人所得税に係る特別追加控除基準の引き上げに関する通知」(国発2023年13号)を公布し、3つの特別追加控除基準を引き上げた。

上述の個人所得税優遇政策は、納税者の報酬・福利厚生構成及びいくつかの段階(就学期、乳幼児期、高齢期)における実際の生活負担を十分に考慮し、外国籍者を含む給与所得者の全体的な税負担を適切に軽減し、税負担の軽減、経済の推進、外資企業へのサポート、及び国民生活への恩恵を実現するための税制政策に対する政府の決意を反映した。

<注目要点>

3つの個人所得税優遇政策の継続

今回の個人所得税優遇政策の継続に関する規定の概要は下記のとおりである。

【表1 個人所得税優遇政策の継続に関する規定概要】

所得の性質	関連税務処理	有効期限
1、外国籍個人への免税手当	<ul style="list-style-type: none"> 税法規定に基づき、外国籍の従業員は住宅手当、言語研修費、子供の教育費などの手当に対する免税優遇政策が適用される。 外国籍居住者個人は特別追加控除の適用を選択できる。ただし、いったん選択した場合、同一課税年度において変更してはならない。 	2027年12月31日 (更新前: 2023年12月31日)
2、年次賞与	<ul style="list-style-type: none"> 居住者個人が取得した年次賞与は分離課税(すなわち、賞与を12カ月で割った金額に基づき、総合所得月次税率表を適用して計算する)できる。 また、居住者個人は年次賞与を当期総合所得に合算して、計算・納付することができる。 	
3、上場企業の株式インセンティブ所得	<ul style="list-style-type: none"> 居住者個人が取得した関連規定に適合する株式インセンティブ所得を当期総合所得に合算せず、総合所得税率表を適用して全額を個別に計算・納付することができる。 同一課税年度において複数回株式インセンティブを取得した場合、その合計額で上述の方法に基づき計算・納付する。 	

(出所) 資料を基に執筆者作成

3つの特別追加控除基準の引き上げ

特別追加控除基準の更新に関する概要は下記のとおりである。

【表2 特別追加控除基準の更新に関する概要】

控除項目	従来	更新後の控除基準
1、子供の教育費	子供1人あたり毎月1,000人民元	子供1人あたり毎月2,000人民元
2、3歳以下の乳幼児の養育費	子供1人あたり毎月1,000人民元	子供1人あたり毎月2,000人民元
3、高齢者扶養	一人っ子	毎月3,000人民元
	非一人っ子	兄弟姉妹全員で毎月3,000人民元の控除額を配賦し、1人あたりの配賦額は毎月1,500人民元を超えてはならない。

(出所) 資料を基に執筆者作成

上記3つの更新後の控除基準は、**2023年1月1日**まで遡及して適用される。

同通知が公布される前に、既に当期の関連特別追加控除を申告した納税者に対して、2023年9月から、システムでは引き上げられた後の特別追加控除基準に基づき納付すべき個人所得税額を計算し、既に過大納付した税額は当期の翌月以降の未払い税額と自動的に相殺することができる。相殺しきれない場合、2023年度の総合所得確定申告の際に引き続き相殺することができる。

<提案>

上述の個人所得税優遇政策は、多くの企業及び個人納税者に恩恵をもたらすこととなる。特に外国籍個人の免税政策の4年間の延長は、多くの外資系企業に歓迎され、外商誘致と外資系企業の安定にとって、重要なアップデートといえるだろう。企業及び個人納税者は税制優遇を享受すると同時に、税務当局が今後、下記の分野における税務コンプライアンス管理を強化する可能性があることにも留意する必要がある。

- 外国籍の従業員の手当に対する免税優遇政策の適用管理の強化
- 年次賞与及び株式インセンティブ所得に関する個人所得税の徴収の強化
- 株式インセンティブプランの税務届け出管理の強化
- 特別追加控除に関する情報の管理の強化

源泉徴収義務者及び個人納税者は、上述の個人所得税優遇政策を適用する際、下記の事項に注意する必要がある。

➤ 外国籍の従業員を雇用する企業

- 手当に対する免税優遇政策を適用していない外国籍の従業員がいる場合、その報酬構成をレビュー・調整することで、従業員の全体的な税負担及び企業コストを削減することができる。
- 既存の外国籍従業員の手当に対する免税優遇政策及びその操作プロセスをレビューし、漏れを確認して、不備を補う。

- 必要に応じて、租税効率を向上させるために、企業における外国籍の従業員の手当に対する既存の免税政策文書を更新する。

➤ 株式インセンティブプランを実施する企業

- 株式インセンティブに係る税務届け出のコンプライアンス・スケジュール及び標準化操作プロセスを策定し、企業の株式インセンティブに関するコンプライアンス申告要件を規範化する。
- 新規で権利付与、権利確定、権利行使が発生した際に、株式インセンティブに係る税務届け出手続きを適時に行う。
- 株式インセンティブの税務処理に対して監視・検査し、既存のプロセスを改善する。

【表 3 特別追加控除の記入に関する注意事項】

個人納税者	<ul style="list-style-type: none"> • 当期の特別追加控除を申告していない場合、即日に携帯電話の「個人所得税」アプリまたは源泉徴収義務者を通じて申告を行い、特別追加控除を適用することができる。 • 新政策が公布される前に当期の特別追加控除を既に申告した場合、システムは自動的に調整後の控除基準に基づき税額を計算する。以前に過大納付した税額が当期の残りの月数で相殺しきれない場合、2023年度の総合所得確定申告の際に相殺することができる。 • 高齢者扶養の特別追加控除を適用する非一人っ子納税者は、配賦額で調整がある場合、「個人所得税」アプリまたは源泉徴収義務者を通じて新たな配賦額を適時に申告する必要がある。
源泉徴収義務者	<p>新政策の変更によって影響を受ける中国籍及び外国籍の従業員とのコミュニケーションを適時に行い、下記の従業員に対して、可能な限り早く減税優遇を享受するために、「個人所得税」アプリを通じて関連控除情報を更新するよう注意喚起することを推奨する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 関連する特別追加控除を申告していない従業員 • 高齢者扶養の特別追加控除の配賦額を更新する必要がある従業員

(出所) 資料を基に執筆者作成

納税者は、申告した特別追加控除情報の真実性、正確性及び完全性に対して責任を負うべきである。また、源泉徴収義務者は、納税者から提供された特別追加控除の情報が実情にそぐわないことを発見した場合、納税者に適時に修正することを要求できる。なお、納税者が修正を拒否した場合は管轄税務機関に報告しなければならない。企業は関連する特別追加控除に関する情報の収集・管理措置をさらにレビューして改善し、関連する内部管理政策及び操作プロセスを適時に最適化することで、税務リスクに対する予防を強化し、総合管理効率を向上させることが求められる。

(執筆者連絡先)
 KPMG 中国 華中地区日系企業サービス
 税務パートナー
 徐潔 (Xu Jie)
 中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25F
 Tel: +86-21-2212-3678 E-mail: jie.xu@kpmg.com

スペシャリストの目

法務: 中国における商用暗号の輸出入実務に関する要点 —改正商用暗号管理条例の施行を受けて—

金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

パートナー弁護士

中国政法大学大学院 特任教授

劉新宇 (Liu Xinyu)

はじめに

中国における商用暗号の管理は、国務院が1999年に公布・施行した「商用暗号管理条例」(以下、「1999年条例」)に始まり、その後、関連する規制が相次いで打ち出された。現行法としては、「商用暗号製品生産管理規定」(2017年改正)、「商用暗号科学研究管理規定」(2017年改正)等が定められている。

暗号管理の分野においては、中国初の専門的な法律として「暗号法」が2019年10月26日に公布、翌年1月1日に施行されたが、同法により商用暗号管理制度の仕組みが確立されたことに伴い、「1999年条例」は「暗号法」の要求に対応しえないものとなった。このため、国家暗号管理局はその改正に着手し、2020年8月20日には「商用暗号管理条例(改正草案意見募集稿)」が公布された。その後、2021年及び2022年の国務院立法計画において、「商用暗号管理条例」は「制定・改正を予定する行政法令」として、また、2023年の国務院立法計画においては「審議を予定する行政法令草案」として位置づけられ、2023年4月27日付の改正「商用暗号管理条例」(以下、「2023年条例」)の公布を経て、このたび同年7月1日より施行された。

このような立法の経緯からわかるように、中国は商用暗号管理の要求に応えるため、常にその法制度の調整・整備を行ってきた。「2023年条例」が施行された今、本稿においては、その最新規定に基づき、日系企業が多大な関心を寄せている商用暗号輸出入の実務をめぐる重要なポイントについて論ずるものとした。

I 商用暗号の定義

まず、暗号の定義について、「暗号法」第2条において、同法にいう「暗号」とは、特定の変換方法を用いて情報等を暗号化により保護し、安全認証を行う技術、製品又はサービスをいうものと定められている。また、「商用暗号」の定義については、「2023年条例」第2条において、「暗号法」に定める「暗号」の定義を踏襲した。すなわち、「商用暗号」とは、特定の変換の方法を用いて、国家機密に属しない情報等を暗号化により保護し、安全認証を行う技術、製品又はサービスをいうものと定めた。

商用暗号製品をどのように認定するかについては、「1999年条例」の公布後間もなく企業から多大な関心が寄せられたため、国家暗号管理委員会が2000年3月1日に「国家暗号管理委員会の商用暗号管理に関する問題」を公布した。それにより、同条例の管理の範囲に属する「暗号製品及び暗

号技術包含設備」は、暗号化・復号化の処理を中心的な機能とする専用のハードウェア、ソフトウェアに限られ、それ以外の無線携帯電話、Windows ソフトウェア、ブラウザソフトウェア等はその範囲に含まれないことが明示された。つまり、「暗号化・復号化の処理を中心的な機能とする」という点が、商用暗号製品に該当するかどうかの判断基準になることが強調された。

しかし、「暗号法」及び「2023年条例」に定める「暗号」と「商用暗号」の定義からすると、商用暗号の主要な機能は暗号化保護と安全認証の2つであり、いずれの法令も「暗号化・復号化の処理を中心的な機能とする」ことについて定めていない。筆者の実務経験からすると、「暗号法」の施行後、主管部門は、製品の暗号化・復号化の機能について認定するにあたり、その中心的な機能のみに着目しているわけではなく、その製品の詳細な資料、技術指標等も踏まえて総合的な判断を行う必要があるとしているのではないかと考える。

II 輸出入規制の対象となる商用暗号

商用暗号に対する輸入許可及び輸出管理について、「2023年条例」は、「暗号法」の規定を基本的に踏襲している。まず輸入の場合、国の安全、社会の公共利益と関わり、かつ、暗号化保護の機能を有する商用暗号に関しては、商用暗号輸入許可リストに追加して輸入許可を行う。一方、輸出の場合、国の安全、社会の公共利益、又は中国による国際上の義務の負担と関わる商用暗号に関しては、商用暗号輸出管理リストに追加して輸出管理を行う。また、商用暗号輸入許可リスト及び商用暗号輸出管理リスト（以下、「商用暗号リスト」）に関しては、國務院商務主管部門が国家暗号管理部門及び税関総署と共同して策定・公表するものと定めている（第31条第1項・第2項）。

「輸出管理法」との関連においても、「2023年条例」は、「輸出管理法」に定める輸出行為の定義¹に照らし、「商用暗号の国境通過、中継輸送、通し運送、再輸出については、国外と総合保税區等の特別な税関監督管理区域との間における出入り、又は国外と輸出監督管理倉庫、保税物流センター等といった保税監督管理の場所との間における出入りであるとき、前項の規定を適用する」と定め（第32条第2項）、輸出入許可証の取得を要求するものとした。

「商用暗号の輸入許可リスト、輸出管理リスト及び関連管理措置の公表に関する公告」は、商務部、国家暗号管理局及び税関総署の連名で2020年12月2日に公布された。この公告の2021年1月1日の施行に伴い、商用暗号の輸出管理に関する過去の一連の公告²は廃止された。当該商用暗号リストは、商務部・税関総署が毎年年末に公表する「デュアルユース品目及び技術輸出入許可証管理目録」に既に統合されている。

商用暗号リストには、輸入許可・輸出管理の対象となる商用暗号の製品及び/又は技術の種類と特徴が詳細に定められ、特に特徴に関する説明には専門の技術仕様が記されている。しかし、企業がこ

¹ 「輸出管理法」第45条によると、管理品目の国境通過、中継輸送、通し運送、もしくは再輸出、又は保税區、輸出加工區等の特別な税関監督管理区域、輸出監督管理倉庫、保税物流センター等といった保税監督管理の場所から国外への輸出については、同法の関連規定に基づいて行われる。

² 国家暗号管理局・税関総署公告第18号、税関総署・国家暗号管理局公告2012年第64号、国家暗号管理局・税関総署公告第27号、国家暗号管理局・商務部・税関総署公告第38号などが含まれる。

のリストに基づいて、ある製品につき輸出入許可証の取得要否を判断するにあたっては、実務上、一定の困難や不明点が存在すると思われる。

例えば、商用暗号輸出管理リストの規定によると、セキュリティチップについては、暗号化計算、暗号鍵管理、乱数生成等の機能の一部又は全部を実現した集積回路チップとしており、特定の暗号アルゴリズム、暗号化・復号化速度等で規定された技術パラメータ標準に適合する製品は、中国の輸出管理の対象となる。しかし、ここでいう「一部を実現」とは、製品の中核部分及び重要部分が関連する機能を実現していることなのか、それとも、関連する機能が含まれるだけで輸出管理を受けなければならないのかについて、現行の関連規定がその詳細な解釈を示していないことから、一定の不明確さが残る。

筆者の理解及び関連する実務経験によれば、暗号化・復号化の機能の認定は個別に行う必要のある複雑な過程であることから、主管部門は当該リストの策定にあたって「一部又は全部」との文言をあえて採用していると思われる。そのねらいは、暗号化・復号化、秘密計算の機能を一部有するセキュリティチップの輸出管理の問題に関し、法令の根拠の側面において一定の解釈の余地を残しておくことであつたと考えられる。

したがって、企業においては、関連製品の輸出入を行う前に、まずは製品の具体的な資料、パラメータ情報等に基づき、商用暗号リストに照らして初期的な判断を行い、必要に応じて、より正確な結論を得るため、国务院商務主管部門（すなわち中国の商務部）に実名での照会³を行うことを提案する。

Ⅲ 一般消費者向け製品に用いる商用暗号の認定

「暗号法」第28条及び「2023年条例」第31条によると、一般消費者向け製品に用いる商用暗号には、輸入許可・輸出管理制度が適用されない。

一般消費者向け製品に用いる商用暗号に関しては、国家暗号管理局が2020年4月にその公式サイトで公表した暗号政策問答(87)⁴において、次のように説明している。すなわち、「一般消費者向け製品に用いる商用暗号とは、社会の公衆が制限を受けることなく通常の小売の販路を通じて購入し、個人の使用に供し、暗号の機能を容易に変更することができない製品又は技術をいう。一般消費者向け製品に用いる商用暗号は、国の安全、社会の公共利益にもたらすリスクが小さく、かつ、制御可能であり、当該暗号に対して輸入許可・輸出管理制度を実施しないことにより、貿易への影響が最大限に減じられる。これは、国際社会において一般的な方法であるとともに、中国における現在の商用暗号輸出入管理の実務にも適合する」とされている。

³ 「輸出管理法」第12条第4項によると、輸出事業者において輸出予定の貨物、技術又はサービスが同法に定める管理品目に該当するか否かを確定することができず、国家輸出管理部門へ照会を行った場合、国家輸出管理部門は遅滞なく回答しなければならない。ただし、実務において、国务院商務主管部門は当該照会を受けた後、国家暗号管理局に意見を求める必要があるため、一定の時間を要するものと予想される。

⁴ https://www.oscca.gov.cn/sca/xxgk/2020-04/02/content_1060694.shtml 参照。

「暗号法」及び「2023年条例」においては、商用暗号の輸入許可・輸出に対しリスト管理の方法が採用されていることから、商用暗号リストに未掲載の商用暗号製品であれば、それは一般消費者向け製品に用いる商用暗号に該当し、輸出入許可証の取得は不要と考えることができる。

IV 商用暗号輸出入許可証の申請方法

「2023年条例」によると、商用暗号リストにおける商用暗号の輸出入に関し、国務院商務主管部門に輸出入許可証の取得を申請しなければならないが、この申請は国務院商務主管部門が国家暗号管理部門と共同して審査を行うものとされている（第32条第1項、第34条第2項）。これらの規定から、輸出入許可証を発行する機関は商務部であり、商務部が国家暗号管理局と共同してその審査を行うことがわかる。

輸出入許可証の申請に必要な文書としては、「2023年条例」第34条第1項によると、申請人の法定代表者、主要経営管理者及び手続担当者の本人確認書類、契約書又は合意書の副本、商用暗号の技術に関する説明書、最終使用者及び最終用途の証明書等が挙げられる。これ以外に、商務部の公式サイトに掲載の商用暗号輸出入許可に関するガイドライン⁵は、「デュアルユース品目及び技術輸入／輸出許可申請書」の提出も要求している。

これらのうち「商用暗号の技術に関する説明書」に関しては、商務部のガイドラインにもその雛型が提示されていないため、企業においては、商用暗号リストに定める製品の特徴等を参考にするとともに、必要に応じて主管部門への照会を行い、それに関する具体的な要求を確認することが望まれる。

輸出入許可の審査の期間について、「2023年条例」第34条は、国務院商務主管部門においては申請を受理した日から45営業日以内に審査のうえ、許可又は不許可の決定をしなければならないと定めている。一方、国の安全、社会の公共利益又は外交政策に重大な影響のある商用暗号の輸出に関しては、国家暗号管理局等の関連部門と共同して国務院に承認を求めることを要求し、期間による制限を受けないものとしている。

V 商用暗号輸出入関連規定への違反に対する処罰

法的責任については、「暗号法」第38条において、輸入許可・輸出管理の規定を違法に実行する商用暗号の輸出入を行ったときは、国務院商務主管部門又は税関が法により処罰するものと定められており、「2023年条例」もこの規定を承継した（第58条）。

これらの規定から、商用暗号輸出入関連規定の違反を処罰する機関は国務院商務主管部門又は税関であり、また、その主な根拠は、「輸出管理法」、「税関行政処罰実施条例」等の法令であると理解される。特に、輸出管理違反行為について、「輸出管理法」第34条には、輸出事業者が許可なく、又は輸出許可証に定める許可の範囲を超えて管理品目を輸出した場合の規定が定められている。それ

⁵ <http://egov.mofcom.gov.cn/xzxksx/18017/> 参照。

によると、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、違法取引額が50万元以上のときはその5倍以上10倍以下の過料を併科し、違法取引額が発生していないか、又は50万元に満たないときは、50万元以上500万元以下の過料を併科する。また、情状が重大なときは、輸出事業者は事業停止・是正を命じ、ひいては関連する管理品目の輸出資格が取り消されるものとされている。さらに情状が重大であれば、中国の刑法第151条及び「密輸刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院、最高人民検察院の解釈」第21条等の関連規定に基づき、密輸罪が成立する可能性もある。

したがって、商用暗号リストに掲げられた商用暗号の輸出入を行う事業者は、違反行為により処罰される事態を避けるために、輸出入許可証を法に則り取得しなければならない。

おわりに

以上の内容のほかにも、「2023年条例」は、国家暗号管理部門の具体的な職責、商用暗号の検査認証、重要情報インフラ運営者の安全評価及び安全審査の義務、ネットワーク運営者の監督管理に関する細則、これらの規定への違反に対する罰則などについても定めている。

このように「2023年条例」により、商用暗号の監督管理をめぐる法体系のさらなる具体化と整備だけでなく、関連する制度の実行可能性のさらなる向上が実現された。これを受けて、商用暗号の輸出入を行う企業においては、「2023年条例」を遵守するとともに、今後における関連規定の立法・適用の動向にも注意を払う必要がある。そして、関連規定にしたがい、商用暗号をめぐる自社の法令遵守・コンプライアンス経営を強化することが求められる。

(執筆者連絡先)

金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

パートナー弁護士 劉新宇

※2015年6月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』を商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心弁公楼東楼18階

Tel: 86-10-5878-5091 (事務所) 86-13911481122 (携帯)

Fax: 86-10-5661-2666

Mail: liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所:

北京・長春・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亜・上海・深圳・蘇州・海口・重慶・珠海・無錫・ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・ドバイ・東京・シンガポール・ブリュッセル・フランクフルト・ロンドン・マドリード・ミラノ・ニューヨーク・シリコンバレー

スペシャリストの目

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング
 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では9月中旬から10月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

[規則]

【税】	
○「集積回路企業及び工作機械製造企業に対する研究開発費の追加控除比率の引き上げに関する公告」(財政部・国家税務総局・国家発展改革委員会・工業情報化部公告2023年第44号、2023年9月12日公布・施行)	
	<p>集積回路企業と工作機械製造企業に対する研究開発費の所得控除の優遇措置。実施期間は2023年1月1日から2027年12月31日まで。</p> <p>■本公告の要点は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集積回路企業と工作機械製造企業の研究開発費について、無形資産を形成せずに当期損益に算入する場合は実際に発生した費用の120%を追加控除し、無形資産を形成した場合は無形資産コストの220%を追加控除する。 ・集積回路企業は、国家が奨励する集積回路の生産・設計・設備・材料・パッケージング・テスト企業を指す、としている。 ・工業工作機械企業は、本公告に添付される「先進工業工作機械製品基本標準」に適合する製品を製造・販売する企業を指す、としている。これには、金属切削機械、鋳造設備、溶接設備、熱処理・表面処理設備、数値制御装置(CNC)など13種類の機械設備・システムが掲載されているが、さらに具体的な適用条件と企業リストを工業情報化部などの関係部門が制定する、としている。 <p>■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5213565/content.html</p>
○「企業の組織変更・再編における土地増値税政策の継続実施に関する公告」(財政部・国家税務総局公告2023年第51号、2023年9月22日公布・施行)	
	<p>企業の組織変更・再編における土地増値税を、暫定的に徴収しないとする措置。土地増値税は、土地・建物を売却した場合に、売却額から土地取得価格、建設工事費用、建物評価額、増値税等の税金を控除した付加価値額に対して30%から60%の累進税率で課税される。実施期間は、本公告の公布日から2027年12月31日までとする。</p>

<p>■本公告の要点は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非公司制企業から有限責任公司または株式有限公司に変更する場合、また有限責任公司から株式有限公司に、株式有限公司から有限責任公司に変更する場合で、変更前に企業が国有土地使用権、地上建築物・付帯物を変更後の企業に移転する場合、土地増値税を徴収しない。 ・ 2社以上の企業の合併で、元の企業の投資主体が存続し、かつ元の企業の不動産を合併後の企業に移転する場合、土地増値税を徴収しない。 ・ 企業が2社以上に分割し、元の企業の投資主体が同一で、元の企業が不動産を分割後の企業に移転、変更する場合、土地増値税を徴収しない。 ・ 単位（注：企業などの組織）、個人が組織変更の際して不動産を持分・株式に投資し、不動産を投資先の企業に移転する場合、土地増値税を徴収しない。 ・ この措置は、不動産を移転する側か移転される側のどちらかが不動産開発企業の場合には適用されない。 ・ 上記の「元の企業の投資主体が同一」とは、組織変更・再編前後の出資者に変更がないことを指すが、出資者の出資比率は変動してもよい。また、「投資主体が存続する」とは、元の企業の出資者が、組織変更・再編後の企業に存在することを指すが、出資者の出資比率は変動してもよい。 <p>■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5214563/content.html</p>
<p>○「企業、事業単位の組織変更・再編における契稅政策の継続実施に関する公告」（財政部・国家税務総局公告 2023年第49号、2023年9月28日公布、2024年1月1日施行）</p>
<p>同じく企業の組織変更・再編における契稅を免除する措置。契稅とは、土地・建物の売買で購入側に対して、売買価格の3～5%の稅率で課される不動産取得稅のことである。実施期間は、2024年1月1日から2027年12月31日までとする。</p> <p>■本公告では、事業單位（注：政府の予算で運営される非營利事業體）の組織変更や政府による土地・建物の權利帰屬の調整などが含まれるが、外商投資企業に關係するケースは、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非公司制企業から有限責任公司または株式有限公司に変更する場合、また有限責任公司から株式有限公司に、株式有限公司から有限責任公司に変更する場合で、元の企業の投資主体が存続し、組織変更後の公司の所有持分・株式比率が75%を超え、かつ組織変更後の元の權利・義務を引き継ぎ、元の企業の土地・建物の權利を引き継ぐ場合、契稅を免除する。 ・ 2社以上の公司が合併し、かつ元の投資主体が存続する場合で、合併後の公司が元の合併当事者公司の土地・建物の權利を引き継ぐ場合、契稅を免除する。

- ・ 会社が元の会社と投資主体が同一である2社以上の会社に分割し、分割後の会社が元の会社の土地・建物の権利を引き継ぐ場合、契税を免除する。
- ・ 会社の持分・株式の譲渡で、単位・個人が譲渡され、会社の土地・建物の権利移転がない場合は、契税を徴収しない。

■原文は財政部の下記サイトをご参照。

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202309/t20230928_3909787.htm

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>

主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行

トランザクションバンキング部

項目	単位	2022年				2023年								
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
国内総生産(GDP)	前年同期比%	4.8	2.5	3.0	3.0	(1-3月) 4.5			(4-6月) 6.3			(7-9月) 4.9		
固定資産投資*	前年同期比%	9.3	6.1	5.9	5.1	-	5.5	5.1	4.7	4.0	3.8	3.4	3.2	3.1
第一次産業	前年同期比%	6.8	4.0	1.6	0.2	-	1.5	0.5	0.3	0.1	0.1	▲ 0.9	▲ 1.3	▲ 1.0
第二次産業	前年同期比%	16.1	10.9	11.0	10.3	-	10.1	8.7	8.4	8.8	8.9	8.5	8.8	9.0
第三次産業	前年同期比%	6.4	4.0	3.9	3.0	-	3.8	3.6	3.1	2.0	1.6	1.2	0.9	0.7
工業生産(付加価値ベース)**	前年同月比%	6.5	3.4	3.9	3.6	-	2.4	3.9	5.6	3.5	4.4	3.7	4.5	4.5
社会消費財小売総額***	前年同月比%	3.3	▲ 0.7	0.7	▲ 0.2	-	3.5	10.6	18.4	12.7	3.1	2.5	4.6	5.5
消費者物価上昇率(CPI)	前年同月比%	1.1	1.7	2.0	2.0	2.1	1.0	0.7	0.1	0.2	0.0	▲ 0.3	0.1	0.0
工業生産者出荷価格(PPI)	前年同月比%	8.7	7.7	5.9	4.1	▲ 0.8	▲ 1.4	▲ 2.5	▲ 3.6	▲ 4.6	▲ 5.4	▲ 4.4	▲ 3.0	▲ 2.5
輸出***	億ドル	8,209.2	17,322.8	26,985.9	35,936.0	-	5,063.0	3,155.9	2,954.2	2,835.0	2,853.2	2,817.6	2,848.7	2,991.3
前年同月比%		15.8	14.2	12.5	7.0	-	▲ 6.8	14.8	8.5	▲ 7.5	▲ 12.4	▲ 14.5	▲ 8.8	▲ 6.2
輸入***	億ドル	6,579.8	13,468.4	20,534.4	27,160.0	-	3,894.2	2,274.0	2,052.1	2,176.9	2,147.0	2,011.6	2,165.1	2,214.2
前年同月比%		9.6	5.7	4.1	1.1	-	▲ 10.2	▲ 1.4	▲ 7.9	▲ 4.5	▲ 6.8	▲ 12.4	▲ 7.3	▲ 6.2
貿易収支***	億ドル	1,629.4	3,854.4	6,451.5	8,776.0	-	1,168.9	881.9	902.1	658.1	706.2	806.0	683.6	777.1
対内直接投資(実行ベース)(注)	億ドル	590.9	1,107.9	1,536.9	1,873.6	174.2	208.2	-	-	108.4	-	-	-	-
前年同月比%		31.7	21.8	18.9	8.0	10.0	▲ 5.5	-	-	▲ 18.5	-	-	-	-
外貨準備高	億ドル	31,880	30,713	30,290	31,277	31,845	31,332	31,839	32,048	31,765	31,930	32,043	31,601	31,151
都市部調査失業率	%	5.5	5.7	5.9	5.6	5.5	5.6	5.3	5.2	5.2	5.2	5.3	5.2	5.0
国内自動車販売台数	万台	650.9	1,205.7	1,947.0	2,686.4	164.9	197.6	245.1	215.9	238.2	262.2	238.7	258.2	285.8
前年同月比%		0.2	▲ 6.6	4.4	2.1	▲ 35.0	13.5	9.7	82.7	27.9	4.8	▲ 1.4	8.4	9.5
購買担当者指数(PMI)	製造業	-	-	-	-	50.1	52.6	51.9	49.2	48.8	49.0	49.3	49.7	50.2
非製造業	-	-	-	-	-	54.4	56.3	58.2	56.4	54.5	53.2	51.5	51.0	51.7

* : 年初からの累計ベース。

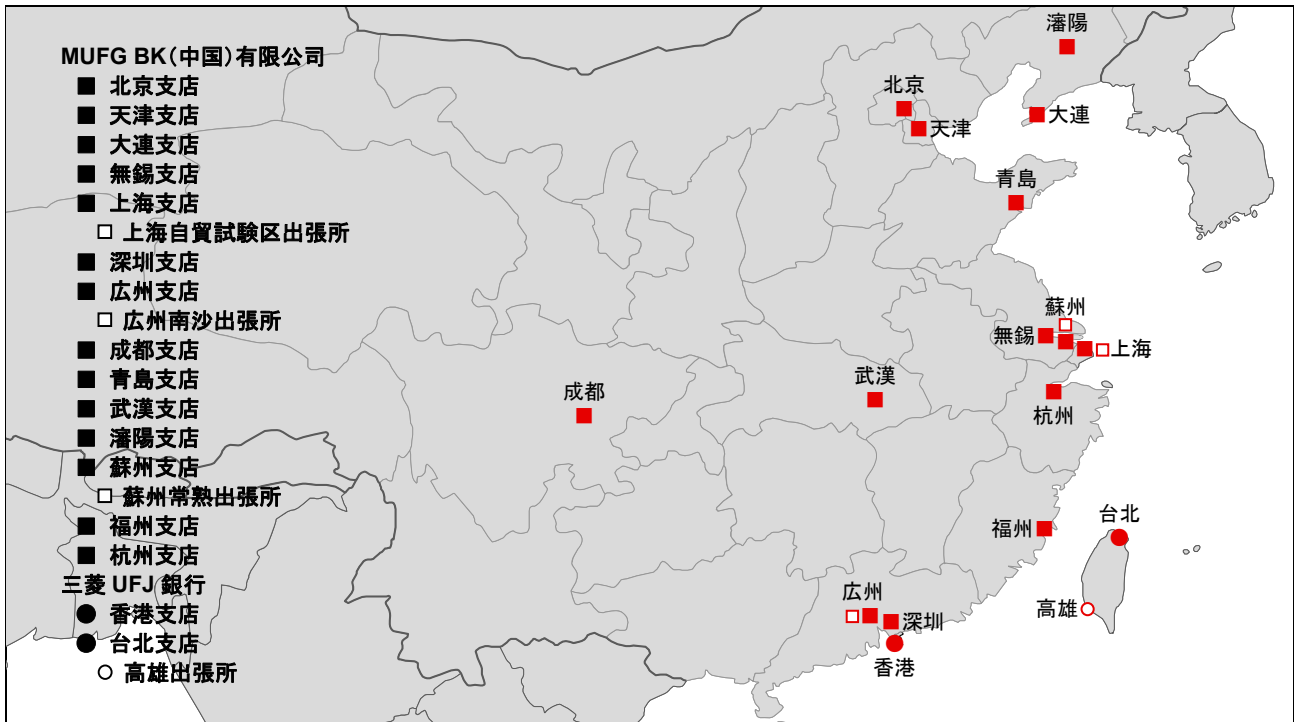
** : 2月 は 1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額 2,000 万元以上の非国有企業を対象。

*** : 2月 は 1-2月の累計ベース。

(注) 銀行、証券、保険といった金融業のデータを含まない。2023/4/20、7/19、9/15、10/20 の商務部発表では、ドル建て数値が開示されていなかったため、2023年3月分・4月分・6月分・7月分・8月分・9月分は未算出。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。

MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天津支店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大連支店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階	86-411-8360-6000
無錫支店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上海支店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階 江蘇省常熟市常熟高新技術産業開発区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香港支店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台北支店 高雄出張所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京:050-3612-0891(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0650(代表)

発行:三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

編集:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2023年11月16日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。